

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象事業		補助金充当可能額
住宅揺れ対策事業	耐震診断事業	マンションにあっては、マンション 1 棟につき実施する事業を 1 件とし、マンション以外の住宅にあっては、住宅 1 戸につき実施する事業を 1 件とし、補助対象個別事業費から国庫補助金及び諸収入を控除した額に 1/2 を乗じて得た額（1 件あたり、マンションにあっては、予備診断については 10 万円を、本診断については 50 万円を、マンション以外の住宅にあっては、市町村から県民への補助率が 2/3 未満のものについては 5 千円を、当該補助率が 2/3 以上 10/10 未満のものについては 1 万 5 千円を、当該補助率が 10/10 のものについては 3 万円をそれぞれ限度とする。）を合算した額。
	耐震改修事業	住宅 1 戸につき実施する事業を 1 件とし、補助対象個別事業費から国庫補助金及び諸収入を控除した額に 1/2 を乗じて得た額（1 件あたり 28 万 7 千円、要配慮者世帯※においては 1 件あたり 100 万円を限度とする。）を合算した額。 マンション 1 棟につき実施する事業（実施設計費用を含む）を 1 件とし、補助対象個別事業費から国庫補助金及び諸収入を控除した額に 1/2 を乗じて得た額（1 件あたり 700 万円を限度とする。）を合算した額。 ※ 要配慮者世帯とは、高齢者や障がい者など、発災直後に自ら速やかに避難することが困難であり、避難等の介助や支援を必要とする要配慮者が居住している世帯を指し、市町村が実施要綱等で定めるもの。
	一部屋耐震化事業	住宅 1 戸につき実施する事業を 1 件とし、補助対象個別事業費から国庫補助金及び諸収入を控除した額に 1/2 を乗じて得た額（1 件あたり、10 万円を限度とする。）を合算した額。
	不燃化改修事業	住宅 1 戸につき実施する事業を 1 件とし、補助対象個別事業費から国庫補助金及び諸収入を控除した額に 1/2 を乗じて得た額（1 件あたり、50 万円を限度とする。）を合算した額。
	感震ブレーカー等設置事業	住宅 1 戸につき実施する事業を 1 件とし、補助対象個別事業費から国庫補助金及び諸収入を控除した額に 1/2 を乗じて得た額（1 件あたり、3 万円を限度とする。）を合算した額。

	要配慮者危険区域 外住居移転促進事 業	要配慮者世帯※ 1 世帯につき実施する事業を 1 件とし、 補助対象個別事業費から国庫補助金及び諸収入を控除し た額に 2/3 を乗じて得た額（1 件あたり 50 万円、住居の 取得を伴う移転の場合 1 件あたり 100 万円を限度とす る。）を合算した額。 ※ 耐震改修事業において定める要配慮者世帯と同じ。
消防団 等強化 対策事 業	消防団強化事業	補助基準額に 1/3（消防団充実強化計画を提出した市町 村にあつては 1/2）を乗じて得た額を合算した額。
	消防団車両整備事 業	補助基準額に 1/3 を乗じて得た額を合算した額。
	自主防災組織強化 事業	補助基準額に 1/3 を乗じて得た額を合算した額。
消防広 域化事 業	消防広域化施設等 整備事業	補助基準額に 1/2 を乗じて得た額を合算した額。
	消防の連携・協力 事業	補助基準額に 1/3 を乗じて得た額を合算した額。
消防県内広域応援事業		補助基準額に 1/2 を乗じて得た額を合算した額。
防災戦略推進事業 （風水害対策事業及び津波 対策事業を含む）		補助基準額に 1/2 を乗じて得た額を合算した額。
通常事業		補助基準額に 1/3 を乗じて得た額を合算した額。
特別対策事業		補助基準額に 2/3 を乗じて得た額を合算した額。ただ し、県として実施の責務があり、かつ、知事が特に重要 と認める補助対象個別事業については、補助基準額。
市航空消防隊運航事業		補助基準額に 1/3 を乗じて得た額を合算した額。

別表第 2（第 5 条関係）

市町村	限度額 (第 5 条第 1 項)
横浜市	2 億 5, 800 万円
川崎市	1 億 4, 920 万円
相模原市	1 億 2, 030 万円
人口 40 万人以上	8, 020 万円
人口 35 万人以上、40 万人未満	7, 520 万円
人口 30 万人以上、35 万人未満	6, 130 万円
人口 25 万人以上、30 万人未満	5, 630 万円
人口 10 万人以上、25 万人未満	5, 130 万円
人口 5 万人以上、10 万人未満	4, 570 万円
人口 5 万人未満	4, 540 万円

人口は前年度 1 月 1 日の県人口統計調査結果を適用する